

指宿市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）の素案に対する意見募集の結果

指宿市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）素案に対する意見募集を行ったところ、次のとおり皆さんからご意見等をいただきました。お寄せいただいたご意見等の概要と指宿市の考え方を公表いたします。

- 意見募集期間 平成24年2月15日（水）から3月15日（木）まで
- 意見件数 3名 8件（市内3事業所）
- 提出手段 郵送，FAX，Eメール，持参
- 寄せられたご意見等と市の考え

ご意見等の概要	市の考え
第1章 総則	
<p>4 対象とする災害時要援護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回，災害時要援護者支援プラン（全体計画）素案の内容を拝見した際に，在宅の障害者のみを対象者とされていることに対して不安を感じました。平日，特別支援学校で学ぶ児童生徒や各福祉施設の利用者がいる現状を踏まえ，公共施設での被災や帰宅困難も想定した対策を具体的に御検討いただきますようお願いいたします。 	<p>本計画は指宿市地域防災計画で、在宅の要援護者避難支援プランを作成することと明記してありましたが、これまで作成されていなかったため、今回作成しようとするものです。</p> <p>なお、各種施設及び学校等における避難支援については、すでに指宿市地域防災計画で定めるところです。</p>
第3章 避難支援体制	
<p>2 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時，関係機関との連携として，指宿市見守りネットワーク事業を活用してはいかがでしょうか。 	<p>指宿市見守りネットワーク事業の登録者の方も「今回の第3章第2項の福祉関係者やボランティア等」の中に含めて想定しているところです。</p>
<p>3 避難支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の相談を日常的に行っているのは、次の方々です。 保健師，介護支援専門員，障害者相談支援専門員，医療ソーシャルワーカー，生活相談員，保育士 等 ・以上の方々が災害時に速やかに対応するのに人材バンクが必要です。 	<p style="text-align: center;">—</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・実際に機能するために，災害コーディネーターのような研修を実施することが求められます。 	<p style="text-align: center;">—</p>
第5章 安否確認	
<p>1 安否確認の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の方法として，指宿市見守りネットワーク事業以外にも障害者相談支援連絡会，保育士会などの分野も含めた体制を整備してほしい。 	<p>障害者相談支援連絡会，指宿市保育会などと協議して，安否確認ができる体制を整備していきたい。</p>

第7章 災害時要援護者避難訓練の実施	
<p>・障害者施設のため、福祉避難所としての機能も持ち得ているのではと思います。</p> <p>これまで「指宿市総合防災訓練」にも、あまり関わっていませんでしたので、今後は施設も関わりを持てればと思います。</p>	<p>指宿地区消防組合及び指宿市消防団では、春・秋季火災予防運動期間中に、自力避難困難者施設を対象に合同訓練を計画しているところです。</p> <p>その際に、避難訓練も実施する予定ですので、御協力をお願いいたします。</p>
第8章 避難支援プラン（個別支援計画）の作成の進め方	
<p>1 作成の推進</p> <p>・避難支援プラン作成について、介護保険のケアプラン作成時に合わせて作成してはかかでしょうか。</p>	<p>避難支援プラン（個別支援計画）は、同意方式や手上げ方式に基づいて登録するものです。</p>
その他	
<p>・全体プラン策定時、個別支援プラン策定に是非施設も参画させていただければと思っています。</p>	<p>参画していただけるよう御協力をお願いいたします。</p>